



日・コロンビア租税条約



背景

- コロンビアからは、累次の機会にわたって租税条約の締結要望あり。
- コロンビアは、豊富な天然資源や南米第2位の人口を有する。
- 2015年に日・コロンビア投資協定が発効する等、投資環境の整備が進展。
- 進出日系企業数が過去5年で13社増加する等、両国の経済関係が緊密化。

主な内容

◆ 二重課税の除去のため、投資先の国（源泉地国）が課税できる所得の範囲・限度税率等を確定

(1) 企業の事業活動による利得（事業利得）【第7条】

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設（支店等）がなければ課税することができない。

(2) 配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税を制限【第10条～第12条】

	配当	利子	使用料
限度税率等	免税（年金基金受取） 5%（親子会社間） 10%（その他）	免税（政府、金融機関間、年金基金受取等） 10%（その他）	2%（設備） 10%（その他）

(3) 条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続【第24条】

◆ 脱税・租税回避行為を防止するための規定を整備

(1) 脱税等の防止のための税務当局間での情報交換に関し、国際標準に即した規定を導入【第25条】

(2) 相手国の租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入【第26条】

(3) 条約の特典の濫用を防止するための規定を導入【第28条】

早期締結の必要性

- 早期に租税条約を締結し、課税範囲や限度税率についての法的安定性や予見可能性を高めることで両国間の投資・経済交流を促進するとともに、脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。



■ 人口：

4,906万人（2017年）

■ 一人当たりGDP：

6,380 米ドル（2017年）

■ 在留邦人：

1,238人（2017年）

■ 進出日系企業：

90社（2017年）

■ 進出分野：

自動車類、電気製品等

（参考）

■ コロンビアは、カナダ、インド、韓国等約10か国・地域との間で租税条約が発効済み。

■ 2014年7月に安倍総理がコロンビアを訪問。2018年には、河野外務大臣（8月）、トゥルヒージョ外務大臣（12月）が相互訪問。

■ 2018年12月に署名（於：東京）。